

平成27年第3回定例会(平成27年9月25日)

総務企画消防委員会委員長

去る九月十日の本会議において、総務企画消防委員会に付託を受けました『議第七十一号 平成二十七年度 別府市一般会計補正予算(第三号)』関係部分、ほか六件について、九月十一日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、この経過と結果についてご報告いたします。

初めに、『議第七十一号 平成二十七年度 別府市一般会計補正予算(第三号)』関係部分についてであります。

『政策推進課』関係部分では、地方創生先行型上乗せ交付金タイプⅠの対象事業となる、産業連携・協働プラットフォーム設立調査研究に要する経費を計上、観光、経済、産業等の分野で、これまでそれぞれの団体が、それぞれ行ってきた施策を、同じ方向性を持って取り組み、一つの組織として運営できる組織の設立の可能性等について、調査研究を行いたいとの説明がありました。

また、湯のまち別府ふるさと応援寄附金の増加に伴う寄付金収入、及び記念品に要する経費の追加計上、競輪事業会計からの繰り入れ等、詳細な説明を受けました。

委員より、この調査研究をどう生かすのかといった質疑があり、当局より、本年度終了するが、次年度の新型交付金、いわゆる総合戦略に盛り込む事業につなげていきたいとの答弁がなされました。

その他、具体的な調査内容や、湯のまち別府ふるさと応援寄附金における現状等の質疑がなされました。

さらに委員より、成果が上がるようしっかりと調査研究を行うこと、競輪事業会計の繰り入れについては、他事業への活用も理解できるが、周辺対策への活用も検討すること、といった意見がなされましたが、最終的に当局説明を了といたしました。

次に、『危機管理課』関係部分についてですが、当局より、災害発生時の災害状況や避難準備情報、及び避難所開設情報の周知、また平常時は、行政情報等をリアルタイムに発信する広報手段の一つとして、市役所庁舎内に生放送用のブース及び映像放送用機器等を設置するとの説明があり、これを了といたしました。

続きまして、『情報推進課』関係部分では、地方創生先行型上乗せ交付金タイプⅡの対象事業として、別府市公式ホームページの行政情報分野の再構築に係る業務委託料を計上するものであるとの当局説明がありました。

委員からの、今後のスケジュールについての質疑では、当局より、今年度末

までにはリニューアルを行いたいとの答弁がありました。

さらに委員より、市民からの意見をどのように取り入れるのかといった質疑では、必要に応じてアンケートを行いたいとの当局説明があり、これを了とした次第であります。

その他、『消防本部』では、耐震性貯水槽の新設、『財産活用課』では、各種設備の設置及び改修、『保険年金課』では、システム改修、といった説明がそれぞれなされ、これを了とし、採決におきましては、一部委員より、マイナンバー制度導入自体をするべきではないという観点から、反対である旨の意思表示がなされましたが、『議第七十一号 平成二十七年度別府市一般会計補正予算（第三号）関係部分』については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、『議第七十八号 別府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の制定について』であります。番号法の施行に際し、業務上必要な他部署の情報を取得可能にする等のため条例を制定するとの当局説明がありました。

委員より、個人情報保護等に関する質疑がなされ、さらに、番号法に係る各課のスケジュールが不明瞭であるため、全体像を示した資料を作成するよう要望がなされたところ、当局より、関係各課と協議の上提示したいとの答弁があり、これを了とし、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、『議第八十七号 土地の売払いについて』であります。当局より、市営東別府住宅等の解体跡地を売却するもので、公募型プロポーザル方式により実施、売却にあたっては、『市有地利活用提案書に基づき、建築、事業経営等を行うこと』、『引渡しの日から十年間は、指定した用途に供し、所有権移転・貸付については別府市の承認を受けること』など、様々な特約条件をつけているとの説明がなされ、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

最後に、『議第七十二号 平成27年度別府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）』、『議第七十六号 平成27年度別府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）』、及び、『議第七十九号 別府市職員の再任用に関する条例等の一部改正について』、並びに、『議第八十号 別府市特別職報酬等審議会条例の一部改正について』、以上4件は、当局説明を適切妥当と認め、採決の結果、いずれも全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上で、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の概要と結果の報告を終わります。